

指定（介護予防）短期入所生活介護 おおすか苑ショートステイ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 第2276100084号)

当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として介護認定調査の結果「要介護1～5」（介護予防の場合は要支援1，2）と認定された方が対象となります。（要支援）要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 大須賀苑 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県掛川市大淵 4895 番地 |
| (3) 電話番号 | 0537-48-5365 |
| (4) 代表者名 | 理事長 青野 容幸 |
| (5) 設立月日 | 平成3年10月17日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 (平成12年3月1日指定)
指定介護予防短期入所生活介護事業所 (平成18年4月1日指定) |
| (2) 事業所の目的 | 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | おおすか苑 ショートステイ |
| (4) 事業所の所在地 | 静岡県掛川市大淵 4895 番地 |
| (5) 電話番号 | 0537-48-5091 |
| (6) 管理者氏名 | 山下 泰代 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 法人の基本理念「利用者一人一人がその人らしく自立した生活を営むことができるように支えることを目指す」に立脚し、指定短期入所生活介護施設に求められる基本方針を実践する。 |
| (8) 開設年月 | 平成4年8月 |
| (9) 入所方針 | 20人（指定介護予防短期入所生活介護と併せ） |
| (10) 第三者評価の実施状況（なし） | |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室などへの入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約時の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	4室	
多床室（4人室）	4室	
居室数計	8室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	（主な設置機器）平行棒、磁気・温熱治療器等
浴室	3室	座位式特殊浴槽、臥床式特殊浴槽、入浴用台座式リフト
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。居室以外の施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：トイレは各階に車イスでも利用可能な設備となっています。又、移動困難な方には、居室内にポータブルトイレを用意いたします（無料）。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（令和4年4月1日現在）

職 種	配 置	指定基準
1. 管理者	1名（常勤兼務）	1名
2. 介護職員	19名（常勤17名、非常勤2名）	看護職員と合算で20名
3. 生活相談員	1名（常勤兼務）	1名
4. 看護職員	3名（常勤兼務）	1名
5. 機能訓練指導員	1名（常勤兼務）	1名
6. 管理栄養士	1名（常勤兼務）	1名

※ 職員は、特別養護老人ホームおおすか苑（従来型）と兼務。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な介護職員の配置 日 勤 07:00～16:00 3名 08:00～17:00 1名 09:00～18:00 1名 (必要時) 10:00～19:00 1名 (必要時) 遅 出 13:00～22:00 3名 夜 勤 22:00～07:00 3名
2. 看護職員	標準的な看護職員の配置 日 勤 08:00～17:00 2名
3. 機能訓練指導員	週5日 08:00～16:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に示される負担割合（1割、2割または3割）に基づいて、本人の負担割合と介護保険からの給付割合が決まります。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床し食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:45～8:30 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・看護職員が健康管理を行います。

その他自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日当たり）>

利用料金は、介護保険利用料（基本単位＋加算単位）に滞在費・食費を加えた合計額です。

①介護保険利用料

〔基本単位〕

（要支援）要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担（単位）	451	561	603	672	745	815	884
2割負担（単位）	902	1,112	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
3割負担（単位）	1,353	1,683	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

〔加 算〕

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 4単位／日

看護体制加算（Ⅱ） 8単位／日

- ・ご利用者の医療ニーズへの対応の観点から看護師を配置し、24時間連絡体制を確保した場合に加算されます。

イ. 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位／日

- ・朝・夕食を含めた夜間帯の看護・介護の充実の観点から、基準に規定された人数より、多くの職員を配置しています。

ウ. サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位／日

- ・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上、または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合に加算します。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位／日

- ・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算します。

※ 職員配置によりどちらかの算定になります

エ. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位／月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供する場合に加算します。

オ. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の月額賃金改善及び職場環境等の要件を実施している場合に、処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に1000分の140を乗じて得られる単位数を加算します。

カ. 利用者に対して送迎を行う場合

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される送迎を受けた場合は、一定の料金（片道1回につき184単位）を負担していただきます。

キ. 長期利用の適正化（介護予防を除く）

- ・連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合、61日以降の基本報酬が介護福祉施設サービス費の単位数と同単位になります。

※ 基本単位と加算の合計単位数に、地域区分別単価割合（1単位10.17円）をかけて計算した金額が介護保険利用料の1ヶ月あたりの金額です。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

②滞在費・食費 (実費)

多床室	滞在費	915 円／日
	食 費	1,445 円 (朝食 395 円 昼食 525 円 夕食 525 円)
個室	滞在費	1,231 円／日
	食 費	1,445 円 (朝食 395 円 昼食 525 円 夕食 525 円)

◇ 滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、滞在費・食費の負担が軽減されます。

(単位：円) (日額)

対象者		区分	滞在費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担			
本人および世帯全員が市町村民税非課税の方	高齢福祉年金受給者	段階1	0円	380円	300円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担段階2	430円	480円	600円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入等が、80万円超120万円未満の方など)	利用者負担段階3①	430円	880円	1,000円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入等が120万円超の方など)	利用者負担段階3②	430円	880円	1,300円
上記以外の方		利用者負担段階4	915円	1,231円	1,445円

上記のほかに預貯金等の要件があります。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代金等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

新年祝賀会・節分行事・桃の節句行事・端午の節句行事・七夕行事・クリスマス会等季節感を味わって頂くレクリエーション行事を企画、開催致します。(飾りの材料代等の実費をいただきます。)

ii) クラブ活動

書道、生け花、料理クラブ (材料代等の実費をいただきます。)

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

③日常生活上必要となる諸費用実費

ご利用者の日常生活に要する物品で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる日常生活品の購入代金については、費用を実費負担していただきます。

④通常の事業の実施地域（大須賀地域）以外の地域に居住する場合の送迎

通常の事業の実施地域（大須賀地域）以外の地域に居住するご利用者の送迎を行う場合に費用を負担していただきます。

利用料金：送迎距離（大須賀地域を出てから）片道 10 km未満 1回につき 100円

送迎距離（大須賀地域を出てから）片道 10 km以上 20 km未満 1回につき 500円

送迎距離（大須賀地域を出てから）片道 20 km以上 1回につき 1,000円

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

銀行・支店名：静岡銀行 大須賀支店

口座番号：普通；0167363

口座名義：社会福祉法人大須賀苑 しゃかいふくしほうじんおおすかえん りじちょう 理事長 あおの よしゆき 青野 容幸

ウ. 口座引落とし

（4）キャンセル料

ご契約者又はご利用者のご都合により短期生活介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急当事業所に連絡してください。

①入所前のキャンセルの場合

入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

②入所中のキャンセルの場合

ご利用者が中途退所を希望する場合等は、退所までの利用料金を支払っていただきます。

6. サービスの利用方法

（1）利用開始

当事業所に電話でお申し込みください。当事業所の担当職員が、当事業所の短期入所生活介護の内容等についてご説明します。この説明書によりあなたからの同意を

得た後、当事業所の管理者が(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。(入所期間が短い場合は作成しない場合があります。)ご利用者が(介護予防サービス支援計画)居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護(介護予防)支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合
 - ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ・施設の運営規程の変更に同意できない場合
 - ・ご利用者が入院された場合
 - ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ・他の利用者がご利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
 - ・ご利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合
 - ・ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・ご契約者等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ・ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. サービス利用の留意事項

①面会

- ・8:00～20:00、面会簿に記入して頂きご自由にご面会ください。
- ・ご面会の際、菓子類をご持参の場合は職員を通してお渡しください。

②施設、設備の使用

- ・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従ってご利用ください。
- ・故意またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊した

りした場合には、ご契約者又はご利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払い頂く場合があります。

③宗教活動等

・当施設の他のご利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

④喫煙 施設内は禁煙となっております。

8. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、家族及び関係機関等へ連絡するとともに、事故発生時の対応マニュアルに従い対応します。

9. 苦情の受付について（契約書第 26 条参照）

（1）当施設における苦情解決体制

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情解決責任者；伊藤文子
- ・苦情受付担当者；山下泰代・後藤綾子
- ・電 話；0537-48-5365
- ・受 付 時 間；毎週月曜日～金曜日 8：00～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

第 三 者 委 員	太 田 悟 電話 090-3614-7829 春 田 崇子 電話 0537-48-2494
各市役所及び役場 介護保険担当課	ご利用者が加入している介護保険者（市町村） の市役所及び役場 介護保険担当課
静岡県 国民健康保険団体連合会	担当窓口：介護保険課 所 在 地：静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号：054-253-5590（苦情専用） （午前9時00分から午後5時00分〔平日のみ〕）

令和 年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

おおすか苑ショートステイ

説明者職名

氏名

㊦

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

㊦

代理者住所

氏名

㊦